

仕 様 書

- ＜修繕件名＞ 岡山市中央卸売市場水道メーター取替修繕（その２）
- ＜履行場所＞ 岡山市南区市場一丁目1番地、岡山市南区市場二丁目1番地
- ＜履行期間＞ 契約日から令和８年３月３１日まで
※ただし、交換作業は令和7年12月から令和8年3月の間に行うこと。
- ＜修繕概要＞
・計量法の規定により岡山市中央卸売市場内の水道メーターを取り替えるもの。なお、撤去品は持ち帰り、適切に処分すること。
・取替場所は別紙「取替場所一覧」等を参考にするほか、当事業部の機械設備保守点検業務を受託している業者に位置を確認するなどし、正確な位置を把握した上で確実に作業を行うこと。
- （１）取り替える水道メーターは、市場内の幹線及び各テナント等に設置しているメーターで、合計数量は134個。
- （２）取り替える水道メーターは、別紙設計書の規格により、現在のメーターと同等以上の性能を備える製品とする。
- （３）取り替えた水道メーターには、防水シール等で管理番号を貼り付けること。
- （４）取り替えの施工にあたっては、監督員の指示に従い、事故等に十分注意するとともに、市場内には水冷の冷凍冷蔵施設が多数有ることに留意し、断水時間は短時間とすること。なお、取替作業に伴い断水その他の影響がある場合は、受託業者より各テナント等へ事前説明を行い、業務に支障をきたさないよう注意を払うこと。
- （５）水道メーターの取替についての注意事項
・交換作業は、月初のデータ出力後（毎月３～５日頃）より実施し、20日頃までに下記（ア）～（キ）の内容を記録した報告書及び新旧メーターの写真を提出すること。
（ア）既設メーターの最終指示値
（イ）新設メーターの初期指示値
（ウ）取替実施した月/日/時/分
（エ）新設メーターの製造会社名
（オ）新設メーターの製造番号
（カ）新設メーターの検定有効期限
（キ）その他委託者が必要と認めるもの
・メーター指示値の突合作業を行うため、毎月の取替数は最大５０個までとすること。
- ＜契約保証金＞ 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１００分の１０以上の額
- ＜図 面＞ 別紙のとおり
- ＜支払い等＞ 支払は完了検査合格後一括払いとし、請求書受理から30日以内とする。
- ＜そ の 他＞
（１）受託者は、業務実施にあたって、特に定める場合を除き、日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時の間に行うこと。
（２）受託者の事故並びに受託者がその責めに帰すべき理由により委託者又は、委託者所有にかかる物件に損害を及ぼしたときは、すべて受託者の負担において賠償又は補償を行うこと。
（３）この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、双方協議のうえ決定するものとする。